

令和5年住宅・土地統計調査の実施について

令和5年10月1日を調査期日として、下記のとおり全国一斉に「令和5年住宅・土地統計調査」を実施します。

記

1 調査の目的

住戸に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況、その他住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることが目的です。本調査は統計法に基づく基幹統計調査として、住宅・土地統計調査規則に基づき5年ごとに総務省が実施し、今回は16回目に当たります。

2 調査期日

令和5年10月1日

3 調査主体

総務省統計局

4 調査対象

(1) 調査の地域

令和2年国勢調査の調査区のうち、総務大臣が指定した調査区において、令和5年2月1日現在で設定した全国約20万の調査区

(2) 調査の対象

指定された調査区のうち、総務大臣の定める方法により市町村長が抽出した住宅、住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している約340万世帯

5 世田谷区の調査規模

- (1) 調査区数 700 調査区
- (2) 調査対象世帯 約 12,000 世帯
- (3) 調査員数 約 240 名
- (4) 指導員数 約 50 名

6 調査方法

(1) 準備調査

調査員は調査区内を巡回し、建物の現況確認及び『調査対象名簿』を作成します。

(2) 調査対象住戸の抽出

区では、住戸抽出早見表に基づき、調査区内の調査対象住戸を抽出します。(1調査区あたり17世帯)

(3) 調査票の配布、『建物調査票』の作成

調査員は調査対象世帯を訪問し、調査書類の配布及び記入依頼を行います。また、調査対象住戸について『建物調査票』を作成します。

(4) 回答状況の確認および調査票の回収

調査票回収期間中に、調査対象世帯を訪問し回答状況の確認を行い、未回答の世帯には、調査票の提出を依頼します。

調査対象世帯からの回答は、原則オンライン回答又は郵送により提出する方法で実施します。

※今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況により変更する場合があります。

7 主な調査事項

(1) 住宅等に関する事項

居室の数及び広さ、所有関係、敷地面積、構造、建て方 など

(2) 世帯に関する事項

世帯の構成、年間収入、通勤時間、入居時期、住環境に関する事項、現住居以外の住宅及び土地に関する事項 など

8 周知方法

区のお知らせ、区ホームページ、エフエム世田谷、デジタルサイネージ、リーフレットの配布、ポスター掲示（区施設、区広報板、世田谷線各駅など）

9 結果の公表

調査実施後1年以内に「住宅数概数集計」及び「住宅及び世帯に関する基本集計」、調査実施後2年以内に「住宅の構造等に関する集計」及び「土地集計」として、インターネットへの掲載等により公表し、追って報告書を刊行します。

10 結果の利用

- ・国及び地方公共団体が住生活基本法に基づき作成する住生活基本計画に係る住宅関連諸施策の策定及び成果指標
- ・耐震や防災を中心とした都市計画の制定
- ・国土交通白書や経済財政白書等における分析・評価
- ・国民経済計算の推計 など

11 今後の予定

令和5年 8月 下旬～9月上旬	調査員による準備調査
9月 下旬	調査対象世帯へ調査票を配布
10月 月上旬～中旬	調査対象世帯へ回答状況の確認

令和5年

住宅・土地統計調査

10月1日(日)実施

子どもを育てやすい
住まいの実現

高齢者が安心して
暮らせるまちづくり

〈住宅・土地統計調査はこのような調査です〉

この調査は、「統計法」(国の統計に関する基本的な法律)に基づいた基幹統計調査で、昭和23年から5年ごとに行われ、今回は16回目の調査に当たります。

この調査は、全国約340万世帯の方々を対象とした大規模な調査で、調査の結果は、国や地方公共団体における「住生活基本計画」の成果指標の設定、耐震や防災を中心とした都市計画の策定、空き家対策条例の制定などに幅広く利用されています。

だれもが安心して暮らせる明日へ

調査
の流れ



【国】

(総務省統計局)



【都道府県】



【市区町村】



【指導員】



【調査員】



【世帯】

回答方法

回答はインターネット回答のほか、調査票を郵送または調査員に提出する方法によります。



インターネット回答



郵送で提出



調査員に提出

※この調査ではインターネットでの回答をおすすめしています。

〈個人情報は 守られます〉

統計法では、調査対象者が安心して調査票に記入いただけるよう、調査員を始めとする調査関係者に対して、調査票の記入内容を厳重に保護することを定めています。

守秘義務

調査に従事して知り得た個人や団体の秘密を漏らしてはならない。

利用制限

統計作成の目的以外に、調査票の記入内容を利用したり、提供してはならない。

適正管理

記入された調査票を適正に管理するための措置を講じなければならない。



調査員のしごと

9月上旬

調査対象となる地域を確認し、居住する各世帯に「調査のお知らせ」を配布します。

9月下旬～

調査対象となった世帯を訪問し、調査への回答依頼及び調査票の収集を行います。

住宅・土地統計調査の調査員は、都道府県知事又は市町村長によって任命された地方公務員です。

調査員は、「調査員証」を携帯しています。



管理員の方々にご協力いただきたいこと



ご協力お願いいたします

1

建物内にお住まいの世帯にお伺いできるよう、ご協力をお願いいたします。

オートロックマンション・寮など、調査員が建物内に入ること自体が困難なケースもあり、ご協力いただくことで円滑に調査を実施することができます。

2

建物内の居住状況などをお尋ねすることがありますので、ご協力をお願いいたします。

昼間不在がちな世帯などで、調査員が訪問しても面会できない場合には、居住状況などをお尋ねすることがあります。

※調査対象世帯には、統計法に基づき、報告の義務が課せられます。

居住者情報の提供について

居住者情報の提供は、法令に則ったものであり、ご協力をお願いいたします。

統計法
(抄)

個人情報保護法第27条第1項では、個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならないとされていますが、「法令に基づく場合」は例外となっています。

管理員、管理会社、管理組合の皆様にご協力をお願いするのは、統計法第30条第1項に基づく協力依頼であり、個人情報保護法第27条第1項第1号による「法令に基づく場合」に該当しますので、ご協力をお願いいたします。

【第30条第1項】行政機関の長は、前条第一項及び第二項に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体(次項において「被要請者」という。)に対し、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができる。



“かたり調査”にご注意ください

「かたり調査」とは、国勢調査等、行政機関が行う統計調査であるかのような、紛らわしい表示や説明をして、世帯等から個人情報等を詐取する行為のことです。「かたり調査」は、統計調査の実施を妨げるだけでなく、詐欺やその他の犯罪にも繋がりがねないので、ご注意ください。

住宅・土地統計調査は

住宅の建て方や世帯の構成などについて調査します。



調査の結果は全国及び地域別にも公表されます。



調査結果からわかること

平成30年住宅・土地統計調査からこのようなことがわかりました。

東京都では共同住宅が7割超

全国の共同住宅数は2335万戸で平成25年と比較し126万戸(5.7%)増加と過去最高となりました。住宅に占める共同住宅の割合は43.6%となっています。都道府県別にみると、東京都が71.1%と最も高く、次いで沖縄県、神奈川県、大阪府などとなっており、主に大都市を有する都道府県において共同住宅の割合が高くなっています。一方、共同住宅の割合が最も低いのは、秋田県の17.8%で、次いで富山県、山形県などとなっています。



共同住宅の割合一都道府県(平成30年)

共同住宅の割合が高い都道府県

1	東京都	71.1%
2	沖縄県	59.0%
3	神奈川県	56.1%
4	大阪府	55.4%
5	福岡県	52.8%
6	兵庫県	46.6%
7	愛知県	45.8%
8	千葉県	44.8%
9	北海道	43.8%
10	埼玉県	43.5%

共同住宅の割合が低い都道府県

1	秋田県	17.8%
2	富山県	19.7%
3	山形県	20.5%
4	福井県	21.2%
5	青森県	21.3%
6	和歌山県	22.1%
7	岐阜県	23.1%
8	長野県	23.3%
9	岩手県	23.4%
10	新潟県	23.6%

平成30年住宅・土地統計調査の結果はこちら
<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2018/tyousake.html>



調査の結果はどう活かされるの？

住宅・土地統計調査の結果は、国や地方公共団体の住宅関連施策等のほか、学術研究等へも利用されています。

耐震や防災を主軸にした住宅や都市計画づくり

空き家の今後の動向や住環境との相関関係に関する研究



住宅・土地統計調査では

インターネットでの回答をおすすめしています

住宅・土地統計調査では、
パソコンのほか、スマートフォン等でも回答できます。



インターネット回答が便利です!!



期間中はいつでもOK!

期間中はいつでも
ご都合のよい時間に回答できます。



世帯の回答は守られています!

不正なアクセスなどの監視を
24時間行っていますので、
回答データは厳重に守られます。



調査へのご協力
よろしくお願いたします!



住宅・土地統計調査 🔍

<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.html>